

## 用語の解説

---

### あ

---

#### 【ICT（アイ・シー・ティ：Information and Communication Technology）】

情報・通信に関する技術の総称。

#### 【アクセシビリティ】

年齢や身体障害の有無に関係なく、誰でも必要とする情報に簡単にたどり着け、利用できること。

近づきやすさ。利便性。施設・設備、サービス、情報、制度等の利用しやすさをいう。

#### 【意思決定支援】

自ら意思を決定することに困難を抱える障害者が、日常生活や社会生活に関して自らの意思が反映された生活を送ることができるように、可能な限り本人が自ら意思決定できるよう支援し、本人の意思の確認や意思及び選好を推定し、支援を尽くしても本人の意思及び選好の推定が困難な場合には、最後の手段として本人の最善の利益を検討するために事業者の職員が行う支援の行為及び仕組みのことをいう。

#### 【医療的ケア・医療的ケア児】

「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律（医療的ケア児支援法）」が令和3年9月18日から施行され、この法律において、医療的ケアとは、人工呼吸器による呼吸管理、喀痰吸引その他の医療行為をいう。また、医療的ケア児とは、日常生活及び社会生活を営むために恒常的に医療的ケアを受けることが不可欠である児童をいう。

## か

---

### 【基幹相談支援センター】

地域における相談支援の中核的な役割を担う機関として、障害の種別や各種ニーズに対応する専門的知識を有する職員を設置し、障害のある人や関係機関からの相談等の業務を総合的に行うことを目的とした機関である。

基幹相談支援センターは、地域の実情に応じて最も効果的な方法により設置することができることされており、「市町村」や「市町村から委託を受けた事業所」が設置主体となる。

基幹相談支援センターに特に必要と認められる能力を有する専門的職員を配置することや、基幹相談支援センター等が地域における相談支援事業者等に対する専門的な指導・助言等を行うことにより、相談支援機能の強化を図ることが基幹相談支援センター等強化事業である。

### 【強度行動障害】

自分の体を叩いたり、食べられないものを口に入れる、危険につながる飛び出しなど本人の健康を損ねる行動、他人を叩いたり物を壊す、大泣きが何時間も続くなど周囲の人の暮らしに影響を及ぼす行動が、著しく高い頻度で起こるため、特別に配慮された支援が必要になっている状態のことをいう。

### 【グループホーム（共同生活援助）】

地域において自立した日常生活を営む上で日常生活の援助が必要な障害者に対し、主として夜間において、共同生活を営むべき住居において相談その他の日常生活上の援助を行う事業又は施設のことで、障害者総合支援法における「共同生活援助」のことをいう。

また、一人暮らし等を希望する人に対する支援や退去後の相談に応じる。

### 【権利擁護】

自らの意思を表示することが困難な障害のある人などに代わって、援助者などが代理としてその権利やニーズの獲得を行うことをいう。

### 【高次脳機能障害】

事故や疾病を原因とする脳の器質的病変により、記憶障害、注意障害、遂行機能障害、社会的行動障害等の症状があり、日常生活や社会生活に制約がある状態のことをいう。症状によって精神障害者保健福祉手帳等の対象となる。

【広汎性発達障害】(PDD：pervasive developmental disorders)

社会性の獲得やコミュニケーション能力の獲得といった、人間の基本的な機能の発達遅滞を特徴とする「発達障害における一領域」のことで、自閉症、アスペルガー症候群のほか、レット障害、小児期崩壊性障害、特定不能の広汎性発達障害を含む総称。

【合理的配慮】

障害のある人が障害のない人と平等に基本的人権を享有し、行使するために必要な、障害に伴う社会的不利益を埋めるために、社会公共が果たすべきその人の個別事情に則した最も相応しい支援をいう。

【国際連合（国連）】

昭和20年10月24日に51か国の加盟国により、「国際の平和及び安全を維持(略)人種、性、言語又は宗教による差別なく、すべての者のために人権及び基本的自由を尊重するように助長奨励する」(国連憲章第1条) ことなどを目的として国連が発足し、平成29年5月現在では193か国が国連に加盟。国連には、経済、社会、文化などの特定の分野で活動する様々な機関があるが、人権の分野においても、人権関係条約などが定める人権の保障を確保するための機関が設置されている。平成18年3月には、国連が世界の人権問題により効果的に対処するために、経済社会理事会の下部組織であったそれまでの人権委員会に代わって人権理事会が設立。

【高齢化率】

総人口に占める65歳以上の人口の割合ことをいう。

【コーホート変化率法】

「コーホート」とは、同じ年(又は同じ期間)に生まれた人々の集団のことを指す。過去における実績人口の動勢から「変化率」を求め、それに基づき将来人口を推計する方法である。

た

**【児童発達支援センター】**

児童福祉法で児童福祉施設に定義され、地域の障害児の健全な発達において中核的な役割を担う機関として、障害児を日々保護者の下から通わせて、高度の専門的な知識及び技術を必要とする児童発達支援を提供し、あわせて障害児の家族、指定障害児通所支援事業者その他の関係者に対し、相談、専門的な助言その他の必要な援助を行うことを目的とする施設をいう。

**【児童福祉法】（昭和 22 年法律第 164 号）**

児童の健全な育成、児童の福祉の保障とその積極的増進を基本精神とする総合的法律。児童福祉の原理について、「全て児童は、児童の権利に関する条約の精神にのっとり、適切に養育されること、その生活を保障されること、愛され、保護されること、その心身の健やかな成長及び発達並びにその自立が図られることその他の福祉を等しく保障される権利を有する」ことをうたい、この原理を実現するための国・地方公共団体の責任、児童福祉司などの専門職員、育成医療の給付等福祉の措置、児童相談所、保育所等の施設、費用問題等について定めている。

また、令和 4 年度の法改正により、令和 6 年 4 月 1 日から、児童虐待の相談対応件数の増加など、子育てに困難を抱える世帯がこれまで以上に顕在化してきている状況等を踏まえ、子育て世帯に対する包括的な支援のための体制強化等を行うこととなる。

**【自閉症】**

言葉からイメージされる「自らこころを閉ざしている病気」ではなく、また、育て方などによって、後天的になるものでもなく、従来の多くの研究から脳の機能障害によって起こることがわかってきており、（1）社会的相互交渉の質的障害（2）コミュニケーションの質的障害（3）常同的・反復的な行動、関心、活動の 3 つの特徴を持つ障害で、人生の早期から認められる発達障害と定義づけられている。

**【自立支援審査支払等システム等】**

障害者自立支援法に基づく、障害者自立支援給付支払いや審査を行うためのシステムである。

【障害者基本計画】

障害者基本法第11条の規定に基づき、政府、都道府県、市町村において障害のある人の状況を踏まえ策定しなければならない基本的な計画。

【障害者基本法】（昭和45年法律第84号）

障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現するため、障害のある人の自立及び社会参加の支援などのための施策を総合的かつ計画的に推進することを目的として制定された法律。

【障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（障害者虐待防止法）】

（平成23年法律第79号）

障害者虐待の防止、養護者に対する支援などに関する施策を促進し、障害のある人の権利利益擁護を目的とした法律。

【障害者権利条約】

国連では、1970年代から障害のある人の権利に関していくつもの宣言及び決議を採択してきたが、これらの宣言・決議は法的拘束力を持つものではなく、平成18年12月、障害者権利条約が第61回国連総会で採択された。平成19年9月、日本は、条約への署名を行ない、平成26年1月に批准した。これにより、障害のある人の権利の実現に向けた取組みが一層強化され、人権尊重についての国際協力が一層推進されている。

【障害者雇用率制度】

障害者について、一般労働者と同じ水準において常用労働者となり得る機会を確保することとし、常用労働者の数に対する割合（障害者雇用率）を設定し、事業主に障害者雇用率達成義務等を課すことにより、それを保障するものである。

令和6年4月1日からの障害者雇用率については、民間企業では2.3%から2.7%に、国・地方公共団体等では2.6%から3.0%（教育委員会では2.5%から2.9%）に改めることとされた。ただし、経過措置として、令和8年6月30日までの間については、民間企業では2.5%、国・地方公共団体等では2.8%（教育委員会では2.7%）とされている。

【障害者支援施設】

施設入所支援を行うとともに、生活介護、自立訓練、就労移行支援及び就労継続支援B型を行う施設をいう。

【障害者自立支援法】（平成 17 年法律第 123 号）

身体に障害のある人、知的に障害のある人、精神に障害のある人及び障害のある児童が、その有する能力及び適性に応じ、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、必要な障害福祉サービスに係る給付その他の支援を受けることなどを目的に、平成17年11月に公布された法律である。年齢や障害種別などに関わりなく、できるだけ身近なところで必要なサービスを受けながら暮らせる地域づくり、障害のある人が就労を含めてその人らしく自立して地域で暮らし、地域社会にも貢献できる仕組みづくり、障害のある人を支える制度が、国民の信頼を得て安定的に運営できるよう、より公平で効率的な制度を目指す。平成24年6月に法律の題名を障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）に改正。

【障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）】

（平成 17 年法律第 123 号）

平成24年6月に「地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律」により障害者自立支援法が改正され、障害者の範囲に難病が加えられた。平成25年4月には、地域社会における共生の実現に向けて、障害福祉サービスの充実等、支援の拡大の推進が図られた。令和6年4月1日からは、障害者等の地域生活や就労の支援の強化等により、障害者等の希望する生活を実現するための改正法が施行される。

【障害者優先調達推進法】（平成 24 年法律第 50 号）

障害者就労施設で就労する障害者や在宅で就業する障害者の経済面の自立を進めるため、国や地方公共団体、独立行政法人などの公機関が、物品やサービスを調達する際、障害者就労施設等から優先的・積極的に購入することを推進するために制定された法律。

【身体障害者相談員】

身体障害者福祉法に基づいて、身体障害者の福祉の増進を図るため、身体障害者の相談に応じるとともに必要な援助を行う民間の協力者で、市町村長が委託する。

**【身体障害者手帳】**

障害者福祉法に掲げる身体の障害がある人を対象として都道府県知事等が交付するもののことをいう。

身体障害者手帳には、障害の程度に応じて、1級から6級までの等級があり、1級になるほど、重度と認定されている。

各支援施策の基本となるとともに、税の控除・減免や公共交通機関の割引等についても、手帳の交付やその等級が対象の要件となっている場合がある。

**【精神障害者保健福祉手帳】**

精神障害者等の自立と社会参加の促進を図ることを目的として、精神障害のため長期にわたり日常生活又は社会生活への制約がある人を対象として都道府県知事等が交付するもののことをいう。

精神障害者保健福祉手帳には、障害の程度に応じて、1級から3級までの等級があり、1級になるほど、重度と認定されている。

各支援施策の基本となるとともに、税の控除・減免や公共交通機関の割引等についても、手帳の交付やその等級が対象の要件となっている場合がある。

**【精神障害にも対応した地域包括ケアシステム】**

精神障害者も地域の一員として、安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、医療、障害福祉・介護、住まい、社会参加（就労）、地域の助け合い、教育が包括的に確保されたシステムをいう。

**【成年後見制度】**

知的障害、精神障害、認知症などにより、判断能力が不十分な成年者を保護するための制度。具体的には、判断能力が不十分な人について契約の締結などを代わりに行う代理人などを選任することや、本人が誤った判断に基づいて契約を締結した場合、それを取り消すことができるようにしたりするなどの不利益から守る制度。

**【相談支援専門員】**

相談支援従事者研修を受講した者であって一定の条件を満たした者のうち、指定特定相談支援事業所及び指定一般相談支援事業所に配置され、それぞれの事業所の業務に従事する者をいう。

## た

---

### 【地域活動支援センター】

障害のある人が通い、創作的活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流の促進その他の厚生労働省令で定める便宜を供与する施設をいう。

### 【地域共生社会】

制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えてつながることで、住民一人一人の暮らしと生きがい、地域を共に創っていく社会のことをいう。地域共生社会については、厚生労働省ホームページにおいて、ポータルサイトを設けて情報を発信している。

### 【知的障害者相談員】

知的障害者福祉法に基づいて、知的障害者の福祉の増進を図るため、知的障害者又はその保護者の相談に応じるとともに必要な援助を行う民間の協力者で、市町村長が委託する。

### 【特別支援教育支援員】

小・中学校において、特別な教育的配慮を必要とする児童及び生徒への支援のために置かれる職員のことで、学習面・生活面等、教育活動全般においてサポートを行う。

## な

---

### 【内部障害】

内臓機能の障害で、身体障害者手帳の交付対象としては、心臓機能障害、呼吸器機能障害、腎臓機能障害、ぼうこう又は直腸機能障害、小腸機能障害、ヒト免疫不全ウィルス、肝臓機能障害がある。

### 【難病】

原因は不明で治療法が未確立であり、かつ後遺症を残すおそれが少なくない疾病。難病法に基づく「難病」の定義は、発病の機構（原因）が明らかでないこと、治療方法が確立していない希少な疾病、当該疾病にかかることにより、長期にわたり療養を必要とすることである。

## 【ノーマライゼーション】〔normalization〕

デンマークのバンク・ミケルセンが知的障害のある人の処遇に関して唱え、北欧から世界へ広まった障害者福祉の最も重要な理念。障害のある人など社会的に不利を負う人々を当然に包含するのが通常の世界であり、そのあるがままの姿で他の人々と同等の権利を享受できるようにするという考え方。

は

---

## 【発達障害】

発達障害者支援法において「自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害その他これに類する脳機能の障害であってその症状が通常低年齢において発現するものとして政令で定めるもの」と定義されている。

・学習障害（LD）とは、基本的には全般的な知的発達に遅れはないが、聞く、話す、読む、書く、計算する、又は推論する能力のうち特定のものの習得と使用に著しい困難を示す様々な状態を指すものである。（平成11年7月の「学習障害児に対する指導について（報告）」より抜粋）

・注意欠陥多動性障害（ADHD）とは、年齢あるいは発達に釣り合いな注意力、又は衝動性、多動性を特徴とする行動の障害で、社会的な活動や学業の機能に支障をきたすものである。（平成15年3月の「今後の特別支援教育の在り方について（最終報告）」参考資料より抜粋）

・広汎性発達障害とは、自閉症、アスペルガー症候群のほか、レット障害、小児期崩壊性障害、特定不能の広汎性発達障害をふくむもの。自閉症とは、3歳位までに現れ、①他人との社会的関係の形成の困難さ、②言葉の発達の遅れ、③興味や関心が狭く特定のものにこだわることを特徴とする行動の障害であり、中枢神経系に何らかの要因による機能不全があると推定される。また、アスペルガー症候群とは、知的発達の遅れを伴わず、かつ、自閉症の特徴のうち言葉の発達の遅れを伴わないものである。

【発達障害者支援法】（平成16年法律第167号）

発達障害を早期に見出し、発達支援を行うことに関する国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、学校教育における発達障害のある子どもたちへの支援、発達障害のある人の就労の支援などについて定め、発達障害のある人の自立及び社会参加に資するよう生活全般にわたる支援を図り、発達障害のある人の福祉の増進に寄与することを目的に、平成16年12月に公布された法律。

平成28年6月1日に「発達障害者支援法の一部を改正する法律（平成28年法律第64号）」が公布され、個人としての尊厳に相応しい日常生活・社会生活を営むことができるように発達障害の早期発見と発達支援を行い、支援が切れ目なく行われることに関する国及び地方公共団体の責務を明らかにし、発達障害者の自立及び社会参加のための生活全般にわたる支援を図り、障害の有無によって分け隔てられること無く（社会的障壁の除去）、相互に人格と個性を尊重（意思決定の支援に配慮）しながら共生する社会の実現を目的に平成28年8月1日に日に施行された。

【バリアフリー】

社会生活をしていく上で障壁（バリア）となるものを除去するという意味で、もともと建築用語として使用されていた。障害者だけでなく、全ての人の社会参加を困難にしている物理的、社会的、制度的、心理的な全ての障壁の除去という意味でも用いられている。

【避難行動要支援者】

高齢者、障害者、乳幼児その他の特に配慮を要する人を「要配慮者」といい、そのうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難で、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要する人のことをいう。

平成25年6月の災害対策基本法の一部改正から使用されている言葉である。

【避難行動要支援者支援制度】

地震や風水害などの災害が発生した際に、家族などの援助が困難で何らかの助けを必要とする人（避難行動要支援者）のなかで、災害時での避難の支援をしてもらうための名簿（避難行動要支援者名簿：平成25年6月の災害対策基本法の一部改正から使用されている言葉）整備を進め、地域内での普段からの見守りと災害が発生した際に支援が得られる仕組みづくりを行い、住み慣れた地域で安心して生活できる環境づくりを図ることを目的とする制度。

## 【福祉用具】

「福祉用具の研究開発及び普及の促進に関する法律」では、「心身の機能が低下し日常生活を営むのに支障のある老人又は心身障害者の日常生活上の便宜を図るための用具及びこれらの者の機能訓練のための用具並びに補装具」と定義されている。

なお、補装具とは、障害者が日常生活を送る上で必要な移動等の確保や、就労場面における能率の向上を図ること及び障害児が将来、社会人として独立自活するための素地を育成助長することを目的として、身体の欠損又は損なわれた身体機能を補完・代替する用具のことで、盲人安全つえ、補聴器、義肢、装具、車椅子、歩行器等がある。

や

---

## 【ユニバーサルデザイン】

ノースカロライナ州立大学デザイン学部ユニバーサルデザインセンターの創設者である故ロン・メイス氏によって提唱され「すべての人にとって、できる限り利用可能であるように、製品、建物、環境をデザインすることであり、デザイン変更や特別仕様のデザインが必要なものであってはならない。」とする概念で、原則1：だれにでも公平に利用できること、原則2：使う上で自由度が高いこと、原則3：使い方が簡単ですぐわかること、原則4：必要な情報がすぐに理解できること、原則5：うっかりミスや危険につながらないデザインであること、原則6：無理な姿勢をとることなく、少ない力でも楽に使用できること、原則7：アクセスしやすいスペースと大きさを確保することの7原則となっており、バリアフリーが障害がある人をデザイン対象として限定しているのとはスタンスが異なっている。

## 【要約筆記】

聴覚障害者等のためのコミュニケーション手段の一つであって、話の内容を要約し、それを筆記して聴覚障害者等に伝達するもののことをいう。OHP（オーバー・ヘッド・プロジェクター）を使用し、話の内容を書きスクリーンに投影する方法、パソコンで入力した画面をビデオプロジェクターで投影する方法、対象者が少ない場合は、隣で紙に書いていく方法等がある。

障害者総合支援法に基づく地域生活支援事業では、要約筆記者を都道府県等が実施する要約筆記者養成研修事業において要約筆記者として登録された者をいう。

ら

---

【療育手帳】

知的障害者等への一貫した指導・相談を行うとともに、これらの人に対して各種の援助措置を受けやすくするため、知的障害と判定された人に対して、都道府県知事等が交付するもののことをいう。

身体障害者手帳には、障害の程度に応じて、A判定からC判定までの等級があり、A判定になるほど、重度と認定されている。

各支援施策の基本となるとともに、税の控除・減免や公共交通機関の割引等についても、手帳の交付やその等級が対象の要件となっている場合がある。